

第5回

「必要ありません」ときっぱり断ろう

「資格商法」の巻



資格商法とは、「受講するだけで簡単に資格がとれますよ」、「もうすぐ国家資格になりますよ」と電話でしつこく勧誘し、講座や教材の購入契約をさせようとするものです。勧められる資格は、国家資格や、国家資格とよく似て紛らわしい名称の民間資格など様々です。勤務先や自宅にしつこく電話をかけてきて、「会社が受講を推薦している」とか、「上司から紹介された」などと言って勧誘するのが手口で、あいまいな返事をする、強引に契約書類を送りつけることも

あります。

また、過去に契約した人が、「まだ資格を取得していないので、契約を継続する義務があります」と言って新たな契約を迫られたり、「手数料を支払えば、対象者リストから名前を抹消し、ほかの業者から勧誘電話がかからないようにしてあげます」と言って、高額な手数料の支払いを要求される「二次被害」もあります。ご注意ください。

【対処法】

勧誘する時は、いとも簡単に資格がとれるような説明をしますが、資格は簡単にとれるものではないことをしっかりと認識しましょう。

話を聞いてみると、相手のペースに巻き込まれ断りにくくなってしまうので、電話は早く切るようにしましょう。しかし、電話を早く切りたくても、決してあいまいな返事をしてはいけません。必要なければ、「必要ありません」、「受講する気はありません」とはつきり断ることが大

切です。

また、「今日が申し込みの最終日です」と契約を急がせようとしてくる場合がありますが、本当にその資格が自分にとって必要なものか、落ち着いて判断することが重要です。

万一、必要のないものを契約してしまった場合、電話での勧誘販売は、クーリング・オフ制度が適用されます。契約後、しまったと思ったら、すぐに相談してください。

◆クーリング・オフとは…

訪問販売などで商品を購入した場合、一定期間内（訪問販売の場合、契約書を受け取った日を含めて8日以内）であれば、無条件で契約を解除できる制度のことです。ただし、対象となる販売方法、商品、期間が決まられています。詳しくはお問い合わせください。

《相談窓口・問い合わせ》

秘書広聴課市民の窓係（本庁舎1階、☎②3399） または各振興局消費生活相談窓口

小・中学校、幼稚園は

全面禁煙

になります！

来年1月4日（水）から、佐伯市立小・中学校及び幼稚園の敷地内は、全面禁煙となります。

建物内に限らず、敷地内も喫煙スペースを設けません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

《問い合わせ》  
教育委員会管理課  
(☎22-4070)

県民保健福祉センターだより

もっとよく知ろう 「性感染症（STD）」

性感染症とは、性的接触によって感染する病気のことです。主なものには、クラミジア感染症、エイズ、梅毒、淋病、カンジタ症、トリコモナス膣炎があります。かゆみ等の症状のある病気もありますが、症状がほとんど現れない場合もあります。

A感染症が大流行しています。女性の場合は、症状が現れないことが多く、感染に気づかないまま放置しておくとな妊の原因になります。また、エイズウイルスにも感染しやすくなります。

性感染症のことで気になることがあれば、男性は泌尿器科へ、女性は産婦人科へご相談ください。早めの検査、早めの治療を心がけましょう。

現在、日本のエイズ患者・エイズウイルス感染者数は1万人を超えており、若年層の増加が顕著です。当センターでは、迅速エイズ検査が匿名で受けられ、結果が当日わかります。ただし、予約が必要です。

何よりも大切なことは予防することです。正しくコンドームを使用するなど、性感染症から自分の身を守りましょう。《問い合わせ》佐伯県民保健福祉センター（☎②0562）

